

ごみ減量トレンドイ

燃えるごみに捨てないで!

ミックス古紙

燃えるごみ

ミックス古紙の分別は簡単です!

■ミックス古紙とは! ?■

新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳等紙パック以外の紙類(※)は殆どがミックス古紙に該当します。
※ティッシュやトイレトペーパー、極端に汚れた紙、においの強い紙、油・水分を含んでいる紙は除きます。

■分別のポイント■

今年度から、ミックス古紙が出しやすくなりました。⇒ 詳細は2ページ
燃えるごみの箱の横にもう1つミックス古紙専用の箱を用意すれば、簡単に分別できます。

平成27年(4月~10月)のごみ処理量23,064トン

平成28年(4月~10月)

♪ 21,712トン(前年比5.9%減)

ミックス古紙の分別にご協力をお願いします！

ミックス古紙を分別していただきたい理由

- ① 最終処分場の残容量が残り僅かであり、ミックス古紙を分別し、燃えるごみが減れば、最終処分場を延命化できるからです。
- ② ミックス古紙を分別し燃えるごみが減れば、老朽化した焼却施設を延命化できるからです。
- ③ 燃えるごみが減れば、焼却施設の電気代が節約できるからです。
- ④ ミックス古紙の売払収入が増加し、その分のごみ処理に係る税金の投与が不要となるからです。
- ⑤ ミックス古紙をリサイクルすれば、環境への負担を軽減できるからです。



ミックス古紙が出しやすくなりました！

出し方



追加

透明なビニール袋やポリ袋
(三島市指定ごみ袋可)



紙袋



紙箱



新聞紙に包む

出せるもの

紙箱類
紙かん・カップ類



台紙類



紙製の郵便物



紙袋類・包装紙類



写真



アルミ箔が付いている紙



ホチキス・クリップ
留めされている紙



ティッシュの箱



ビニールコーティング
された紙



金属が付いている紙



セロハン付き窓空き封筒



ラップの箱



ビニールやセロハン、アルミ箔や金属類などが、付いたまま出せるようになりました。

※子供会・自治会・PTA等の団体が回収しているミックス古紙の出し方や対象品目については、行政回収と異なる場合がありますので、その団体のルールに従ってください！

燃えるごみは最大辺を30cm以下に出してください！

なぜ30cm以下に出さなければいけないの？

30cmを超えるものがあると、焼却炉に入れる際に焼却炉入口の給じん装置にごみ詰まりが発生し、焼却炉が停止してしまいます。それは、**焼却炉の故障の原因**となり、昨年度まで3ヶ年をかけ実施した大規模改修による延命化の効果を弱めてしまう恐れがあります。

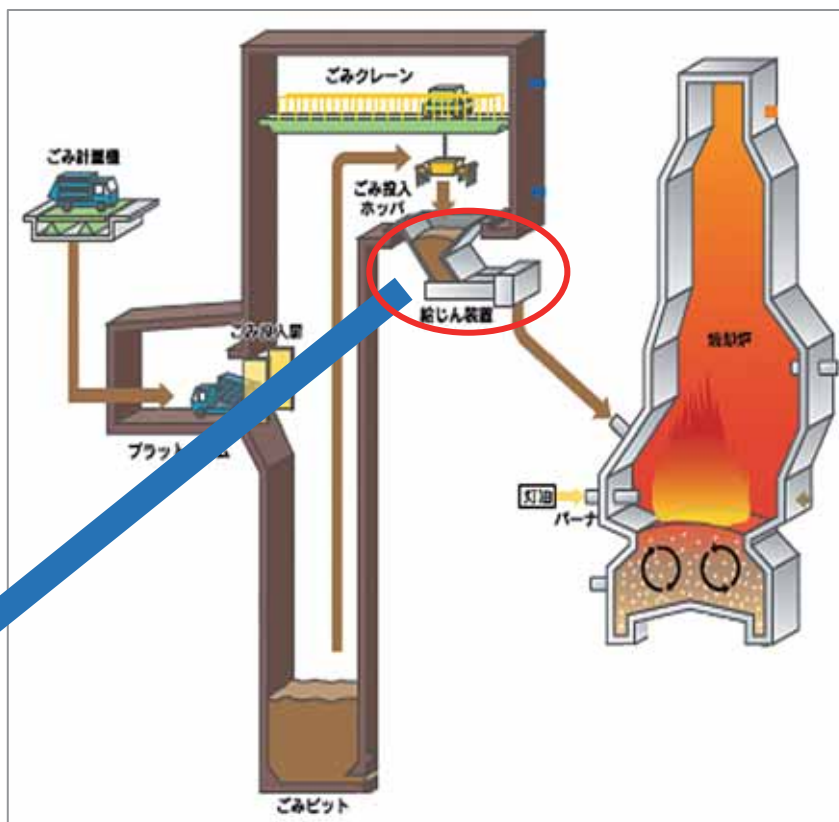
全ての燃えるごみを30cm以下にしなければいけないの？

リサイクルできない**汚れた紙ごみ**については、焼却炉に入れる前のごみピットでクレーンを使い攪拌する際に破けますので、30cm以内にする必要はありません。

剪定枝は、1本の枝の直径を10cm以下かつ長さを50cm以下にして、紐で束ねて出してください。

【ごみの焼却までの流れ】

収集ごみを計量しごみピットに入れる
↓
ピット内のごみをクレーンで攪拌する
↓
攪拌したごみをクレーンで給じん装置に入れる
↓
給じん装置から焼却炉にごみが入る



30cmを超えるごみが入ると…

①給じん装置（通常時）



②給じん装置にごみ詰まりが発生



③詰まったごみの取り除きが必要



作業員が高温の焼却炉の入り口に入り、異物を取り除かなければなりません。

昨年度までは、1年間に平均40回以上のごみ詰まりによる停止が発生していましたが、今年度は、30cmルールを厳格化したことにより、11月まで2回の停止に減少しています。

資源物の集団回収を始めませんか!?

今年度から南田町町内会では、市内の古紙業者と独自に契約を結び、市（委託業者）が収集していた時と同様に、集積所に出された古紙や衣類を古紙業者に無料で収集して頂いています（月2回）。よって、市による資源古紙の収集は行っていません。

また、収集された古紙や衣類は、資源物として古紙業者に買い取って頂いているため、売払い金を町内会の貴重な運営資金に充てています。

【南田町町内会の実績（4月～9月）】

◆ 回収量（kg）

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	ミックス古紙	衣類	合計
4,930	2,330	1,920	120	870	170	10,340

◆ 売払金 44,250円 報奨金 23,730円（4月～7月）

集団回収を行うと良いことが沢山あります！



《自治会や町内会にとって》

- ・古紙等の売払い金を町内会の運営費等に充てられる。
- ・集団回収した古紙や衣類は、市の集団回収報奨金の対象となるため、報奨金を町内会の運営費等に充てられる。（報奨金の申請方法等については、環境政策課にお問い合わせ下さい。電話：983-2647）

《三島市にとって》

- ・集団回収の地域が増えれば、その地域の収集が不要となるため、収集運搬コストの削減につながる。
- ・集団回収する自治会や町内会において、ごみの資源化に対する意識が深まる。

《市内の古紙業者にとって》

- ・資源古紙等の安定した確保ができる。

平成29年度から開始したい又は興味がある自治会や町内会がありましたら、廃棄物対策課（清掃センター）までご連絡ください！

実施方法や注意点、契約までの流れなどをご説明し、実施までのお手伝いをさせていただきます！

※ 古紙業者等との契約、住民への周知活動、開始後の違反ごみ（時間外搬出等）対応は、自治会や町内会で行っていただく必要があります。

【発行者】

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94 三島市環境市民部廃棄物対策課（清掃センター）
TEL：971-8993 FAX：971-8994 メール：haitai@city.mishima.shizuoka.jp